【事故の定義】

1. 血液・体液曝露事故あるいは感染事故とは、血液等付着した針、メスなどによる皮膚穿刺、切傷、ならびにHIV（＋）等の感染血液、精液、腹水等による粘膜汚染である。

【基本原則】

1. 事故が発生した場合の発症予防、発症時の医療上の対応は琉球大学病院（以下「病院」という。）職員に準じて対応する。
2. 必要経費については、当事者学生が全額を一時負担し、後日、保険会社に請求する。
3. 学生の血液・体液曝露事故等に関する最終担当部署は、保健学科・保健学研究科学生支援委員会とする。

【事故発生時の初期対応】

実習担当教員と臨床現場で指導する医師・看護師・助産師・臨床検査技師・養護教諭を実習担当指導者と定義する。実習担当指導者は以下の対応を速やかに行う。

1. 医療行為中断時の対応：患者さんへの状況説明と患者の担当医（以後、担当医）への協力要請を行う。
2. 汚染部の洗浄：直ちに流水で十分に洗い流す。さらにエタノール、次亜塩素酸で皮膚、穿刺部の消毒、イソジンガーグルによる口腔内消毒・含嗽を行う。
3. 実習担当指導者は担当医等と協議の上、当事者学生に必要な指示を出す。

【診療上の対応】

1. 実習担当指導者または担当医等は、学生が血液・体液曝露事故を起こし検査をする必要があることを患者さんに説明し同意を得ること。また、24時間以内に、電子カルテ上の報告書エピネットを感染対策室に提出する。
2. 学生を救急部に受診させHIV、HBV、HCVに関する対応を病院院内マニュアルに従って行う。（病院にカルテが無い場合にはカルテを作成する。）
3. 患者検体について感染情報が不明な場合は患者さんより同意取得後に、HIV抗体迅速キットによる検査とHBsAg、HCVのスクリーニング検査を院内マニュアルに従って行う。
4. 患者検体がHIV・HBsAg・HCV陽性と判明した場合には、院内マニュアルに従い第一内科に連絡する。夜間・休日は第一内科病棟当直医へ連絡する。

【事務上の取扱い】

1. 必要経費の負担は、上記基本原則に従う。患者さんに対する検査費用を含め一旦、当事者学生が全額支払い、後日、下記保険会社に請求する。
2. 当事者学生は、病院の受付で私費扱いの受診手続きを行い、事故後の検査、予防措置を受ける。時間外の場合は、時間外外来受付で私費扱いの診療手続きを行う。
3. 患者さんに追加検査が必要な場合も、当事者学生が検査費用を負担する。
4. 当事者学生は下記保険会社へ事故の報告をし、必要書類を取り寄せて記載する。実習担当教員と事務担当者が押印した必要書類と領収書を関係する保険会社へ提出する。

　　　　・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

　　　　・学生教育研究災害障害保険（学研災）

　　　　・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）　　　等

【患者検体がHIVまたはB型・C型肝炎陽性の場合の事故後のフォローアップについて

1. 事故後の検査・加療は、病院　第一内科外来（感染症外来：HIV、肝臓外来：B型・C型肝炎等）にて行う。
2. 事故後の心理的フォロー等は、指導教員を中心に行う。
3. 実習担当教員は最終担当部署である保健学科・保健学研究科学生支援委員会に事故の報告をする。
4. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は指導教員に担当学生に血液体液曝露事故が発生した事を連絡する。指導教員は保護者へ事故の報告と対応等を説明する。
5. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は保健学科長または保健学研究科長に事故の報告をする。保健学科長は必要と判断した場合には医学部長へ事故の報告をする。



琉球大学

琉球大学

**琉球大学医学部保健学科・保健学研究科学生の県立中部病院臨床実習における**

**血液・体液曝露事故等への対応マニュアル**

【事故の定義】

1. 血液・体液曝露事故あるいは感染事故とは、血液等付着した針、メスなどによる皮膚穿刺、切傷、ならびにHIV（＋）等の感染血液、精液、腹水等による粘膜汚染である。

【基本原則】

1. 事故が発生した場合の発症予防、発症時の医療上の対応は病院職員に準じて対応する。
2. 必要経費については、当事者学生が全額を一時負担し、後日、保険会社に請求する。
3. 学生の血液・体液曝露事故等に関する最終担当部署は、保健学科・保健学研究科学生支援委員会とする。

【事故発生時の初期対応】

実習担当教員と臨床現場で指導する医師・看護師・助産師・臨床検査技師・養護教諭を実習担当指導者と定義する。実習担当指導者は以下の対応を速やかに行う。

5. 医療行為中断時の対応：患者さんへの状況説明と患者の担当医（以後、担当医）への協力要請を行う。

6. 汚染部の洗浄：直ちに流水で十分に洗い流す。さらにエタノール、次亜塩素酸で皮膚、穿刺部の消毒、イソジンガーグルによる口腔内消毒・含嗽を行う。

1. 実習担当指導者は担当医等と協議の上、当事者学生に必要な指示を出す。

【診療上の対応】

1. 実習担当指導者または担当医等は、学生が血液・体液曝露事故を起こし検査をする必要があることを患者さんに説明し同意を得ること。
2. 学生を救急室に受診させHIV、HBV、HCVに関する対応を中部病院院内マニュアルに従って行う。（中部病院にカルテが無い場合にはカルテを作成する。）
3. 患者検体についての感染情報が不明な場合は患者さんより同意取得後に、HIV、HBsAg、HCVのスクリーニング検査を中部病院院内マニュアルに従って行う。
4. 患者検体がHIV・HBsAg・HCV陽性と判明した場合には、院内マニュアルに従い、適切な対処を行って頂く。（予防内服等）

【事務上の取扱い】

1. 必要経費の負担は、上記基本原則に従う。患者さんに対する検査費用を含め一旦、当事者学生が全額支払い、後日、下記保険会社に請求する。
2. 当事者学生は、中部病院の受付で私費扱いの受診手続きを行い、事故後の検査、予防措置を受ける。時間外の場合は、診療部門の責任者等の指示により、時間外外来受付で私費扱いの診療手続きを行う。
3. 患者さんに追加検査が必要な場合も、当事者学生が検査費用を負担する。
4. 当事者学生は下記保険会社へ事故の報告をし、必要書類を取り寄せて記載する。実習担当教員と事務担当者が押印した必要書類と領収書を関係する保険会社へ提出する。

　　　　・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

　　　　・学生教育研究災害障害保険（学研災）

　　　　・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）　　　等

【患者検体がHIVまたはB型・C型肝炎陽性の場合の事故後のフォローアップについて】

1. 事故後の検査・加療は、琉球大学病院　第一内科外来（感染症外来：HIV、肝臓外来：B型・C型肝炎等）にて行う。
2. 事故後の心理的フォロー等は、指導教員を中心に行う。
3. 実習担当教員は最終担当部署である保健学科・保健学研究科学生支援委員会に事故の報告をする。
4. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は指導教員に担当学生に血液体液曝露事故が発生した事を連絡する。指導教員は保護者へ事故の報告と対応等を説明する。
5. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は保健学科長または保健学研究科長に事故の報告をする。保健学科長は必要と判断した場合には医学部長へ事故の報告をする。



**琉球大学医学部保健学科・保健学研究科学生の中部病院以外の本島内教育関連病院**

**臨床実習における血液・体液曝露事故等への対応マニュアル**

【事故の定義】

1. 血液・体液曝露事故あるいは感染事故とは、血液等付着した針、メスなどによる皮膚穿刺、切傷、ならびにHIV（＋）等の感染血液、精液、腹水等による粘膜汚染である。

【基本原則】

1. 事故が発生した場合の発症予防、発症時の医療上の対応は病院職員に準じて対応する。
2. 必要経費については、当事者学生が全額を一時負担し、後日、保険会社に請求する。
3. 学生の血液・体液曝露事故等に関する最終担当部署は、保健学科・保健学研究科学生支援委員会とする。

【事故発生時の初期対応】

実習担当教員と臨床現場で指導する医師・看護師・助産師・臨床検査技師・養護教諭を実習担当指導者と定義する。実習担当指導者は以下の対応を速やかに行う。

1. 医療行為中断時の対応：患者さんへの状況説明と患者の担当医（以後、担当医）への協力要請を行う。
2. 汚染部の洗浄：直ちに流水で十分に洗い流す。さらにエタノール、次亜塩素酸で皮膚、穿刺部の消毒、イソジンガーグルによる口腔内消毒・含嗽を行う。
3. 実習担当指導者は担当医等と協議の上、当事者学生に必要な指示を出す。

【診療上の対応】

1. 実習担当指導者または担当医等は、学生が血液・体液曝露事故を起こし検査をする必要があることを患者さんに説明し同意を得ること。
2. 患者検体についての感染情報が不明な場合は患者さんの同意取得後にHIV抗体迅速キット（琉大より配布）による検査及びHBV、 HCV検査用の採血を行う。
3. 当事者学生は患者さんの血液または血清・感染情報データ等を持参し、琉球大学病院（以下「琉大病院」という。）救急部を急ぎ受診する。救急部ではHBVとHCVに関する対応を琉大病院院内マニュアルに従って処置及び検査を行う。（琉大病院にカルテが無い場合にはカルテを作成する。）持参した検体についての感染情報が不明な場合にはHIV、HBsAg、HCVのスクリーニング検査を院内マニュアルに従って行う。
4. 患者検体がHIV・HBsAg・HCV陽性と判明した場合には、琉大病院院内マニュアルに従い第一内科に連絡する。夜間・休日は第一内科病棟当直医へ連絡する。

【事務上の取扱い】

1. 必要経費の負担は上記基本原則に従う。患者さんに対する検査費用を含め一旦、当事者学生が全額支払い、後日、下記保険会社に請求する。
2. 当事者学生は、各教育関連病院（検査・処置を行った場合）あるいは琉大病院の受付で私費扱いの受診手続きを行い、事故後の検査、予防措置を受ける。時間外の場合は、時間外外来受付で私費扱いの診療手続きを行う。
3. 患者さんに追加検査が必要な場合も、当事者学生が検査費用を負担する。
4. 当事者学生は、事故後に下記へ事故の報告をし、必要書類を取り寄せて記載する。実習担当教員と事務担当者が押印した必要書類と領収書を関係する保険会社へ提出する。

・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

　　　　・学生教育研究災害障害保険（学研災）

　　　　・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）　　　等

【患者検体がHIVまたはB型・C型肝炎陽性の場合の事故後のフォローアップについて】

1. 事故後の検査・加療は、琉大病院　第一内科外来（感染症外来：HIV、肝臓外来：B型・C型肝炎等）にて行う。
2. 事故後の心理的フォロー等は、指導教員を中心に行う。
3. 実習担当教員は最終担当部署である保健学科・保健学研究科学生支援委員会に事故の報告をする。
4. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は指導教員に担当学生に血液体液曝露事故が発生した事を連絡する。指導教員は保護者へ事故の報告と対応等を説明する。
5. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は保健学科長または保健学研究科長に事故の報告をする。保健学科長は必要と判断した場合には医学部長へ事故の報告をする。



琉球大学

琉球大学病院

**琉球大学医学部保健学科・保健学研究科学生の離島の教育関連病院臨床実習**

**における血液・体液曝露事故等への対応マニュアル**

【事故の定義】

1. 血液・体液曝露事故あるいは感染事故とは、血液等付着した針、メスなどによる皮膚穿刺、切傷、ならびにHIV（＋）等の感染血液、精液、腹水等による粘膜汚染である。

【基本原則】

1. 事故が発生した場合の発症予防、発症時の医療上の対応は病院職員に準じて対応する。
2. 必要経費については、当事者学生が全額を一時負担し、後日、保険会社に請求する。
3. 学生の血液・体液曝露事故等に関する最終担当部署は、保健学科・保健学研究科学生支援委員会とする。

【事故発生時の初期対応】

実習担当教員と臨床現場で指導する医師・看護師・助産師・臨床検査技師・養護教諭を実習担当指導者と定義する。実習担当指導者は以下の対応を速やかに行う。

1. 医療行為中断時の対応：患者さんへの状況説明と患者の担当医（以後、担当医）への協力要請を行う。
2. 汚染部の洗浄：直ちに流水で十分に洗い流す。さらにエタノール、次亜塩素酸で皮膚、穿刺部の消毒、イソジンガーグルによる口腔内消毒・含嗽を行う。
3. 実習担当指導者は担当医等と協議の上、当事者学生に必要な指示を出す。

【診療上の対応】

1. 実習担当指導者または担当医等は、学生が血液・体液曝露事故を起こし検査をする必要があることを患者さんに説明し同意を得ること。
2. 患者検体についての感染情報が不明な場合は患者さんの同意取得後にHIV抗体迅速キット（琉大より配布）による検査及びHBV、 HCV検査用の採血を行う。
3. 当事者学生は患者さんの血液または血清・感染情報データ等を持参し、その病院の救急部（その病院で対応出来ない場合は近隣の病院等）を受診する。救急部等ではHIV、HBV、HCVに関する対応を院内マニュアルに従って行う。（同院にカルテが無い場合にはカルテを作成する。）持参した検体についての感染情報が不明な場合にはHIV、HBsAg、HCVのスクリーニング検査を院内マニュアルに従って行う。
4. 患者検体がHIV・HBsAg・HCV陽性と判明した場合には、院内マニュアルに従い対処して頂く。（予防内服等）

【事務上の取扱い】

1. 必要経費の負担は、上記基本原則に従う。患者さんに対する検査費用を含め一旦、当事者学生が全額支払い、後日、下記保険会社に請求する。
2. 当事者学生は、教育関連病院内の受付で私費扱いの受診手続きを行い、事故後の検査、予防措置を受ける。時間外の場合は時間外外来受付で私費扱いの診療手続きを行う。
3. 患者さんに追加検査が必要な場合も、当事者学生が検査費用を負担する。
4. 当事者学生は、下記保険会社へ事故の報告をし、必要書類を取り寄せて記載する。実習担当教員と事務担当者が押印した必要書類と領収書を関係する保険会社へ提出する。

　　　　・学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

　　　　・学生教育研究災害障害保険（学研災）

　　　　・医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）　　　等

【患者検体がHIVまたはB型・C型肝炎陽性の場合の事故後のフォローアップについて】

1. 事故後の検査・加療は、琉球大学病院　第一内科外来（感染症外来：HIV、肝臓外来：B型・C型肝炎等）にて行う。
2. 事故後の心理的フォロー等は、指導教員を中心に行う。
3. 実習担当教員は最終担当部署である保健学科・保健学研究科学生支援委員会に事故の報告をする。
4. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は指導教員に担当学生に血液体液曝露事故が発生した事を連絡する。指導教員は保護者へ事故の報告と対応等を説明する。
5. 保健学科・保健学研究科学生支援委員会は保健学科長または保健学研究科長に事故の報告をする。保健学科長は必要と判断した場合には医学部長へ事故の報告をする。

